

令和元年 7 月 5 日

愛知県知事 大村 秀章 様

【救済申し立て者】

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 近藤佑次

共同代表 斎藤縣三

事務局長 辻直哉

名古屋城木造天守復元事業に対し、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく知事による助言、あっせん等の救済申し立て

日頃より、障害者福祉の推進にご尽力頂きありがとうございます。

さて、名古屋市は名古屋城木造復元天守閣のバリアフリー化に関して、多くの障害者がエレベーター設置の必要性を求めているにも関わらず、「史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする」との基本方針を昨年 5 月に出したまま未だ何らその方針を変えていません。

このことは、我が国が 2014 年に批准した障害者権利条約に違反をしており、国の障害者差別解消法にも違反をしています。

そして、愛知県障害者差別解消推進条例においても、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と明記されており、名古屋市の方針は不当な差別的取扱いといえます。

このことにより、名古屋城木造復元天守閣のバリアフリー化に関する新聞・テレビ等の報道によって、ネット等で匿名の方たちより、「障害者は自分勝手すぎる」、「クレイマー」等の言われなき誹謗中傷を受けており、名古屋市の方針が「差別・偏見・人権侵害」を助長しているといえます。

さらに、6 月 28 日の G20 サミット夕食会において、安倍首相は「明治維新の混乱で大阪城の大半は焼失したが、天守閣は忠実に復元された。しかし、一つだけ大きなミスを犯した。エレベーターまで付けてしまった」と発言され、あたか

もバリアフリーは必要ないとも取れる発言があり、さらに障害者差別を助長することになりました。その発言に対して、名古屋市長は擁護する発言を行っています。

つきましては名古屋市に対して、愛知県障害者差別解消推進条例第13条（助言、あっせん又は指導の求め等）に基づき、知事による助言、あっせんその他の措置を強く求めます。

【参考】

●障害者差別解消法

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

●愛知県障害者差別解消推進条例

（助言、あっせん又は指導の求め等）

第十三条 1～5 略

6 第一項及び第二項の規定は、障害者及びその家族その他の関係者が法第七条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受けたと認める場合について準用する。この場合において、第一項中「助言、あっせん又は指導」とあるのは、「あっせんその他の措置」と読み替えるものとする。